

小樽市内医療機関紹介サイト構築業務の委託に関する 公募型プロポーザル応募要領

1 委託業務名

小樽市内医療機関紹介サイト構築業務

2 選定の方法

小樽市内医療機関紹介サイト構築業務を実施するに当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定する。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「小樽市内医療機関紹介サイト構築業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照のこと。

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 支出予定委託料（上限）

2,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 委託者

小樽市

(5) 支払方法

受託者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(6) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
公募開始（公示）	令和7年6月20日（金）
仕様書等の交付	令和7年6月20日（金）～令和7年7月18日（金）
質問の受付	令和7年6月27日（金）17時必着
質問の回答（最終回答）	随時（最終回答：令和7年7月2日（水））
参加申込書等の提出期限	令和7年7月22日（火）17時必着
ヒアリング審査の実施	令和7年7月31日（木）14時
審査結果の通知	令和7年8月4日（月）（予定）
委託契約の締結	令和7年8月上旬

※日程については、都合により変更する場合があります。

5 仕様書等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロード

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (2) 市内に本社・本店・主たる事務所を有している法人等であること。
- (3) 小樽市税に滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 単独事業者による請負とし、共同請負（共同企業体又はコンソーシアム等）ではないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- (8) 過去10年以内にWEBサイト又はポータルサイト構築の企画及び催行の業務を受託又は主催した実績があるものであること（小樽市以外の受託実績も含む）。

7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

本業務に係る公募型プロポーザルについて不明な点がある場合には、次に定めるところにより質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

- (1) 提出様式
質問書（様式8）を用いること。
- (2) 提出期限
令和7年6月27日（金）17時必着
- (3) 提出方法
電子メールによる提出とする。
メール送信後、電話により着信を確認すること。
- (4) 提出先
本要領の「16 提出先・問合せ先」に記載する電子メール
- (5) 回答方法
提出された質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、随時、小樽市ホームページに掲載（質問者の名称は非公表とする。）する。

8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（兼応募資格審査申請書）（様式１）
- ② 法人等の概要（任意様式、ただしA４判とする。）
- ③ 企画提案書（様式２）
- ④ 業務実施体制（様式３）
- ⑤ 見積書（様式４）
- ⑥ 業務実績調書（様式５）
- ⑦ 使用印鑑届（様式６）
- ⑧ 誓約書（様式７）
- ⑨ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提案書提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑩ 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前１か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑪ 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前１か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑫ 決算報告書等（申請時直近１事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

(2) 提出部数

- ・ 正本は上記(1)の①～⑫の構成で一式とし、１部提出すること。
- ・ 副本は上記(1)の②～⑥の構成で一式とし、７部提出すること。
※小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある応募者は⑦～⑫の提出を省略することができる。
※③企画提案書及び⑤見積書は正本１部のみ押印し、残り７部は複写とする。

(3) 提出期限

令和７年７月２２日（火）１７時必着

※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出、追加は認めない。

(4) 提出方法

小樽市保健所まで持参、又は郵送すること。

※持参による受付は、土日・祝日を除く８時５０分から１７時００分までとする。

※郵送は、一般書留、簡易書留、レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限り、令和７年７月２２日（火）必着とする。

(5) 参加辞退

企画提案参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式９）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。

(6) 留意事項

- ① 業務実施体制（様式３）は当該業務に従事する者全員について記入し、業務体制全体図やフロー図（任意様式）を提出すること。
- ② 企画提案書（様式２）は、仕様書を参照の上、別紙（任意様式）で下記の事項を記載すること。
 - ・ コンセプトについて

- ポータルサイトの構成・デザインについて
 - ユーザーインターフェース及びユーザー体験（UI/UX）の提案について
 - 全体スケジュールについて
 - ポータルサイトの運用サポートについて
 - その他提案事項（独自提案など特にアピールしたい事項等）
- ③ 企画提案書に添付する業務工程表（任意様式）は、実施スケジュールが具体的に分かるように記載すること。
- ④ 見積書（様式４）は、具体的な積算内訳書を添付すること。また、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とすること。

9 企画提案に対するヒアリング

- (1) 実施予定日時
令和7年7月31日（木）14時
- (2) 実施場所
小樽市保健所講堂
- (3) 所要時間
1事業者30分以内（内容説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。
- (4) その他
- ① 提案者からの参加者は3名までとする。
 - ② パソコン使用の場合は必ず事前連絡の上、参加者が持参し、75インチモニター、HDMIケーブル及び延長コードは市が用意する。

12 選定方法等

- (1) 審査体制
小樽市職員及び小樽看護職員確保対策協議会委員で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。
- (2) 選考方法
委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数の最も高い提案者を最適な提案者とし、最適な提案者に次いで総合点数の高い提案者を次順位の提案者（次点）とする。なお、総合点数が同じ提案者が複数あるときは、見積金額が低い者から順次上位の順位とする。
ただし、委員会で審査をした結果、総合点数が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とししないものとする。
- (3) 評価項目
別紙「評価基準表」のとおり。
- (4) 選定結果の通知
選定結果は、提案者全員に対して、文書により通知するものとする。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

1 3 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
- ② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ④ 提出書類に虚偽があった場合
- ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つ等、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑧ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

1 4 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の開示情報を除き、開示の対象となる。なお、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としないものとする。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

1 5 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 6 提出先・問合せ先

〒047-0008 小樽市築港11番1号

ウイングベイ小樽 一番街4階

小樽市保健所保健総務課 担当：水上

電話：0134-22-3117

ファクス：0134-22-1469

電子メール：hsomu@city.otaru.lg.jp

(別紙)

評価基準表

評価項目（合計１００点）	配点
１ 業務経歴について（１０点）	
(1) 過去の実績 ・本業務と同等又は類似した業務実績があるか。	１０点
２ 業務遂行能力について（１５点）	
(2) 実施体制の確保 ・本業務の目的・内容を理解し、適正な業務体制が整えられているか。	１５点
３ 企画提案について」（７０点）	
(1) コンセプト ・提案内容が、ポータルサイト構築の目的に適しているものになっているか。 ・看護職員確保の観点から、新卒看護学生や潜在看護師等に市内医療機関の魅力を伝えられる内容となっているか。	１５点
(2) サイト構成・機能設計 ・ターゲットユーザー（新卒看護学生・潜在看護師等）に適したＵＩ（操作性）／ＵＸ（使いやすさ）設計であるか。 ・各種デバイスにおいて使いやすい構成となっているか。	１５点
(3) デザイン力 ・情報サイトとして、ターゲットユーザー（新卒看護学生・潜在看護師等）の目に留まるようなデザインの提案があるか。 ・企画提案された設計書やトップページ等のイメージは、市内の医療機関で働く魅力をわかりやすく伝えることができるものとなっているか。 ・写真等のビジュアル要素の活用についての提案があるか。	１５点
(4) 全体スケジュール ・医療機関への取材、チラシの作製、サイトの広告配信を含めた全体のスケジュールが示されているか。また、示されたスケジュールは効率的かつ効果的な内容となっているか。	１５点
(5) 独自提案 ・本サイトの構成や、本サイトに人を呼び込むための方法など、本業務仕様書の内容を上回る独自提案や創意工夫があるか。	１０点
４ 見積価格について（５点）	
(1) 見積内容 ・各業務に係る経費の内容が明確に示されており、妥当な金額か。	５点

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。